



(建技様式第3号の2別紙1の裏面)

## 受講者名簿について

### 1 提出上の注意

この受講者名簿は、建設事業主団体が人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））の支給申請を行う場合、人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））支給申請書（建技様式第3号の2）に添付して下さい。

### 2 記入上の注意

(1) 受講者のうち構成事業主と直接の下請関係にある中小建設事業主（以下「下請中小建設事業主」といいます。）の雇用する建設労働者については、「下請中小建設事業主名簿番号」欄に元請事業主の名称及び下請中小建設事業主名簿番号を、その他の各欄には所要の事項を記入して下さい。

(2) 「①受講証明」、「②受講証明」欄  
イ 建設事業主団体が自ら実施した場合

建設事業主団体が、自らが実施する技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、実施年月日ごとに、実施時刻（例 10：00～17：00）、学科時間、実技時間について「①受講証明」欄に記載して下さい。

ロ 登録教習機関等が実施する技能実習を受講させた場合

建設事業主団体が、登録教習機関等が実施する技能実習をその雇用する建設労働者に受けさせた場合、当該実施機関の受講証明が必要となりますので、実施年月日ごとに、実施時刻（例10：00～17：00）、学科時間、実技時間について「①受講証明」、「②受講証明」欄に当該実施機関の記入及び証明を受けて下さい。

ハ 学科時間、実技時間

「①受講証明」、「②受講証明」欄における学科時間、実技時間についてはそれぞれ受講した時間を記載してください。また、学科試験・実技試験の時間も含めてください。

ニ 登録教習機関等が証明を行う場合は、以下について同意の上ご記載ください。

本助成金に関し、審査に必要な事項についての確認を労働局（安定所）が行う場合には協力します。

また、平成31年4月1日以降に訓練が開始された本助成金の訓練に関し、訓練について偽りその他不正の行為により、申請事業主等が本来受けることのできない助成金を受けた場合であつて、訓練実施者が不正受給に関与していた場合（偽りその他不正の行為の指示やその事実を知らずながら黙認していた場合を含む。）は、①申請事業主等が負担すべき一切の債務について、申請事業主等と連帯し、請求があつた場合、直ちに請求金（※）を弁済すべき義務を負うこと、②訓練実施者（又は法人等）の名称、所在地、代表者氏名及び不正の内容が公表されること、③不支給とした日又は支給を取り消した日から起算して5年間（取り消した日から起算して5年を経過した場合であっても、請求金が納付されていない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで）は、下記訓練実施者が行った訓練については、助成金の支給対象とならないことについて承諾します。

※ 請求金は、偽りその他不正の行為による場合は、①不正受給により受け取った額、②不正受給の日の翌日から納付の日まで、年3%の割合で算定した延滞金、③不正受給により受け取った額の20%に相当する額の合計額です。